

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課)	2
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 (")	2
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特定病院の認定 (障害保健支援課)	4
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特例措置を採ることができる応急入院指定病院の指定 (")	4
○保安林の指定予定の通知 (6件) (治山林道課)	4
◎告示 (高知県立香北青少年の家に係る使用料の徴収事務の委託) の一部改正 (会計管理課)	5
高知県教育委員会告示	
◎高知県立香北青少年の家の指定管理者の名称の変更の届出 (教育委員会事務局生涯学習課)	5
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (6・5掲示)	5
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 (")	5
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (")	5
○政治団体の設立の届出 (2件)	6
○政治団体の届出事項の異動の届出	6
○政治団体の解散の届出	7
○資金管理団体の指定の届出	7
入札公告	

○一般競争入札 (高知県衛生研究所及び環境研究センター移転等委託業務) の公告 (健康長寿政策課)	7
正 誤	
○正誤 (平29・11・10付け告示)	9

告 示

高知県告示第501号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成30年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日	事業所又は施設の名称	事業所又は施設の所在地	サービスの種類
3972501070	株式会社アクトワン	高岡郡四万十町東町7番4号	平成29年10月1日	訪問介護事業所という	高岡郡四万十町琴平町3番8号	訪問介護 介護予防 訪問介護
3970900365	ちいきの福祉合同会社	宿毛市中央六丁目2番1号	平成29年11月1日	ちいきの訪問介護	宿毛市中央六丁目2番1号	訪問介護
3962090043	医療法人白井会	安芸郡田野町1414-1	平成30年1月1日	訪問看護ステーションたの	安芸郡田野町1414-1	訪問看護 介護予防 訪問看護
3970600403	株式会社オリーブホーム	須崎市桐間南33番地	平成30年2月26日	居宅介護支援事業所オリーブホーム	須崎市桐間南33番地	居宅介護 支援
3971000421	合同会社いこい	四万十市西土佐半家462番地	平成30年3月15日	居宅介護支援事業所いこい	四万十市西土佐半家462番地	居宅介護 支援
3972300176	社会福祉法人大川村社会福祉協議会	土佐郡大川村小松78番地6	平成30年3月30日	大川村居宅介護支援事業所	土佐郡大川村小松78番地6	居宅介護 支援
3962490052	株式会社いろいろ	吾川郡いの町波川664番地1	平成30年3月31日	訪問看護ステーションいろいろ	吾川郡いの町波川664番地1	訪問看護 介護予防 訪問看護

3971200260	〃	〃	〃	居宅介護支援事業所いろいろ	香美市土佐山田町百石町一丁目6-24	居宅介護 支援
------------	---	---	---	---------------	--------------------	------------

高知県告示第502号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について、次のとおり届出があった。

平成30年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	届出者の名称	届出者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
3970400101	有限会社スーパーストア富士屋	南国市後免町二丁目1番19号	平成29年11月1日	指定訪問介護事業所富士屋ヘルパーステーションバスターライフ	南国市後免町二丁目1番19号	介護予防 訪問介護
3971200070	〃	〃	〃	富士屋バスターライフ香北	香美市香北町菲生野177番地4号	介護予防 訪問介護
3971200146	〃	〃	〃	デイサービス富士屋バスターライフ香北	香美市香北町美良布2673番地2号	介護予防 通所介護
3970900324	有限会社ハートセンター	宿毛市中央二丁目9番6号	平成29年11月30日	デイサービスセンター・くすの木	宿毛市中央二丁目9番6号	介護予防 通所介護
3970500710	株式会社キッズ	土佐市甲原680-2	平成29年12月1日	デイサービス清滝	土佐市高岡町乙1568-1	介護予防 通所介護
3970900316	医療法人祥星会	宿毛市押ノ川1196番地	平成29年12月31日	訪問介護事業所どんぐり	宿毛市押ノ川1058-1	訪問介護
39725	株式会社	高岡郡中土佐町	〃	デイサー	高岡郡中土佐町	介護予防

01146	歩	上ノ加江2654-1		ビスセンターゆう	上ノ加江2654-1	通所介護
39108 10872	医療法人 たんぼぼ 清悠会	土佐清水市天神 町14-18	平成30年1 月1日	しみず訪 問介護事 業所	土佐清水市天神 町14-18	介護予防 訪問介護
39710 00256	株式会社 ライフケ ア竹村	四万十市西土佐 江川崎3134-29	平成30年1 月10日	デイサー ビスセン ターライ フケア光	四万十市西土佐 西ケ方603-1	介護予防 通所介護
39704 00481	社会福祉 法人ふる さと自然 村	南国市岡豊町常 通寺島335番地 3	平成30年1 月31日	訪問入浴 介護事業 所ひだま り	南国市岡豊町中 島1535	訪問入浴 介護予防 訪問入浴
39725 00692	有限会社 ヘルパー ステーシ ョンあお き	高岡郡四万十町 榊山町7番61号	〃	指定居宅 介護支援 事業所あ おき	高岡郡四万十町 榊山町7番61号	居宅介護 支援
39725 00387	社会福祉 法人明成 会	高岡郡四万十町 仁井田字倉木 462	平成30年2 月1日	デイサー ビスセン ター緑林 荘	高岡郡四万十町 仕出原496番地 1	介護予防 通所介護
39725 00692	有限会社 ヘルパー ステーシ ョンあお き	高岡郡四万十町 榊山町7番61号	平成30年2 月15日	指定介護 予防訪問 介護事業 所あおき	高岡郡四万十町 榊山町7番61号	介護予防 訪問介護
39702 00063	医療法人 長康会	室戸市元甲435 番地6	平成30年2 月28日	指定居宅 介護支援 事業所つ どい	室戸市元甲422 番地1	居宅介護 支援
39109 10417	医療法人 互生会	宿毛市平田町戸 内1802番地	平成30年3 月31日	居宅介護 支援事業 所やいと がわ	宿毛市平田町戸 内1802番地	居宅介護 支援
39607	医療法人	四万十市中村一	〃	訪問看護	四万十市不破巾	訪問看護

90024	和光会	条通三丁目3- 25		ステーシ ョンきだ わら	着島2050-20	介護予防 訪問看護
39702 00360	エミナ合 同会社	室戸市吉良川町 甲1952-7	〃	居宅介護 支援事業 所ハヤシ	室戸市吉良川町 甲1947-1	居宅介護 支援
39705 00678	株式会社 ライズ	高知市春野町弘 岡中357-7	〃	居宅介護 支援事業 所なごみ	土佐市高岡町甲 2190-7	居宅介護 支援
39724 00406	社会福祉 法人いの 町社会福 祉協議会	吾川郡いの町 1400番地	〃	ヘルパー ステーシ ョンごほ く	吾川郡いの町下 八川甲348番地 1	訪問介護 介護予防 訪問介護
39725 00320	社会福祉 法人カル スト会	高岡郡榊原町広 野636番地4	〃	デイサー ビスセン ター榊原 ふじの家	高岡郡榊原町広 野644番地2	通所介護 介護予防 通所介護
39726 00286	社会福祉 法人黒潮 町社会福 祉協議会	幡多郡黒潮町入 野2017-1	〃	黒潮町社 会福祉協 議会訪問 介護事業 所おおが た	幡多郡黒潮町入 野2017-1	訪問介護 介護予防 訪問介護
39726 00328	〃	〃	〃	黒潮町社 会福祉協 議会指定 居宅介護 支援事業 所こぶし	幡多郡黒潮町拳 ノ川17-3	居宅介護 支援

高知県告示第503号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定に基づく措置を採ることができる精神科病院として、次のとおり認定した。

平成30年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 所在地 認定年月日
高知医療センタ 高知市池2125番地1 平30・5・15

高知県告示第504号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定に基づき、同条第2項後段の規定による特例措置を採ることができる応急入院指定病院として次のとおり指定した。

平成30年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 所在地 指定年月日
高知医療センタ 高知市池2125番地1 平30・5・15

高知県告示第505号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
安芸市穴内字八町乙2328の1、乙2328の4、乙2328の5
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字八町乙2328の1（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第506号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
香美市物部町小浜字ツエンゴ251の1、字トヲミノ石727の7、物部町押谷字梅ヶ谷666の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ツエンゴ251の1・字トヲミノ石727の7・字梅ヶ谷666の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第507号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
安芸郡北川村島字水谷952の22
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字水谷952の22（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第508号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
吾川郡仁淀川町二ノ滝字イタダカレ263、264、下名野川字イワカイチノカミ446の2
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字イタダカレ263・264・字イワカイチノカミ446の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第509号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
高岡郡構原町大蔵谷630、671の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 大蔵谷630・671の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び禰原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第510号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡津野町北川字潰谷7649の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字潰谷7649の1（次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第511号

高知県立香北青少年の家に係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を委託している者から申出があり、当該者の名称を変更したので、平成27年4月高知県告示第242号（高知県立香北青少年の家に係る使用料の徴収事務の委託）の一部を次のように改正

する。
 平成30年6月12日
 高知県知事 尾崎 正直
 表中「株式会社香北ふるさと公社」を「株式会社香北ふるさとみらい」に改める。

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第5号

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第9号）第13条第2項の規定により高知県立香北青少年の家の指定管理者から名称について変更の届出があったので、同条例第17条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成30年6月12日

高知県教育長 伊藤 博明

- 1 施設の名称
高知県立香北青少年の家
- 2 変更前及び変更後の指定管理者の名称
（変更前） 株式会社香北ふるさと公社
（変更後） 株式会社香北ふるさとみらい
- 3 指定管理者の主たる事務所の所在地
香美市香北町美良布1211番地
- 4 変更年月日
平成28年11月9日

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,371人である。

平成30年6月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、169,757人である。

平成30年6月5日（揭示済）
 高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成30年6月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知市選挙区	93,223人
室戸市・東洋町選挙区	4,918人
安芸市・芸西村選挙区	6,242人
南国市選挙区	13,356人
土佐市選挙区	7,786人
須崎市選挙区	6,338人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,984人
土佐清水市選挙区	4,163人
四万十市選挙区	9,791人
香南市選挙区	9,367人
香美市選挙区	7,606人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,226人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,493人
吾川郡選挙区	8,496人
高岡郡選挙区	16,863人
黒潮町選挙区	3,334人

高知県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年6月12日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名称 (代表者の氏名)	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党高知県須崎市第一支部 (西内 健)	笹岡 慎司	須崎市青木町7-19	○	平30・4・16

高知県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年6月12日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
神岡俊輔後援会	久保 耕次郎	岡村 洋夫	高知市横浜新町四丁目931	平30・4・4
谷口かほ後援会	谷口 佳保	中川 裕子	土佐清水市松尾333-2	平30・4・5
池ゆきお後援会	吉田 克之	池 由起美	土佐清水市下益野386番地	平30・4・13
高橋祐平後援会	高橋 祐平	高橋 洋子	須崎市押岡403	平30・4・13
弘田条後援会	峯本 文男	安岡 忍	土佐清水市斧積560番地	平30・4・13
竹崎和伸後援会	竹崎 和伸	門田 透	安芸郡奈半利町乙1842	平30・4・18

高知県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年6月12日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	自由民主党香南市香我美支部 (黒石 博章)	異動なし	小笠原弘	異動なし	平30・4・23
新			中屋 和彦		

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	橋本としお後援会 (橋本 敏男)	浜田 憲人	異動なし	異動なし	平30・4・1
新		橋本 敏男			

高知県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

平成30年6月12日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
林一将後援会	栗原 正信	平30・3・20
藤田豊作後援会	弘井 康夫	平30・4・6

高知県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年6月12日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

資金管理団体

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
甲木 良作	高知市議会議員	甲木良作後援会	高知市百石町三丁目11番6号	平30・2・26

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

- (1) 特定役務の名称及び数量
高知県衛生研究所及び環境研究センター移転等委託業務一式
- (2) 特定役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 特定役務の履行期間
契約締結の日から平成31年5月31日まで
- (4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- 次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後又は当該調停の手続が開始された後に、知事が定める手続に基づく物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札参加資格の再認定を受けている者については、この限りでない。
- ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19

- 条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者
 - ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者
 - (3) 高知県における「平成30～32年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
 - (4) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - (5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成30年度から平成32年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成29年9月高知県告示第657号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること及び告示第1の2の(9)に該当しない者であること。
 - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎4階
高知県健康政策部健康長寿政策課
電話番号088-823-9666
 - (2) 入札説明書の交付方法
ア 手渡しによる交付の場合
平成30年6月12日（火）から同年7月25日（水）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。
 - イ ダウンロードによる交付の場合
平成30年6月12日午前9時から同年7月25日午後5時までの間に高知県健康政策部健康長寿政策課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131601/>）で交付する。

<p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成30年8月22日(水)午後2時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成30年8月21日(火)午後4時までに(1)の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市丸ノ内二丁目4番1号 保健衛生総合庁舎1階 資材保管庫</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成30年7月25日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(3)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに</p>	<p>提出すること。ただし、平成30年7月2日(月)午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。</p> <p>なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be procured: Transportation etc. From the Kochi Prefectural Government, Public Health and Sanitation Institute and Environmental Research Center</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Wednesday 25 July 2018</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 2:00 P.M. on Wednesday 22 August 2018</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 4:00 P.M. on Tuesday 21 August 2018</p> <p>(5) Contact: Healthy Aging Policy Division, Department of Health Policy, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9666</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p>	
---	---	--

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平29・11・10	9987	○告示	2	右 (10)	<u>指定年月日</u>	<u>辞退年月日</u>